

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会規則第10号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「上級試験」を「大卒程度試験」に、「中級試験」を「短大卒程度試験」に、「初級試験」を「高卒程度試験」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（従前の試験の取扱い）

2 この規則の施行の前に任用された者に適用される別表第1の学歴及び免許の区分は、「大学卒（上級試験）」にあつては「大学卒（大卒程度試験）」と、「短大卒（中級試験）」にあつては「短大卒（短大卒程度試験）」と、「高校卒（初級試験）」にあつては「高校卒（高卒程度試験）」とする。

（人委・企画・任用課）

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会規則第11号

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の定年等に関する規則（昭和60年富山県人事委員会規

則第317号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第2号中「衛生研究所及び」を「本庁、衛生研究所及び」に、「衛生研究所の所長」を「薬事指導課長、くすり振興課長、衛生研究所の所長」に改め、同項第4号中「、診療看護科長及び主幹」を「及び診療看護科長」に改め、同項中第7号を第11号とし、第6号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 本庁及び農林振興センターの特定管理監督職群 農林水産部次長及び参事並びに農林振興センターの所長

(10) 企業局の特定管理監督職群 企業局参事、電気事業室長、発電管理所長及び和田川水道管理所長

第6条第5項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 児童相談所、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所並びに女性相談支援センターの特定管理監督職群 富山児童相談所長及び次長、こども相談センター長、高岡児童相談所長及び次長、富山学園長、黒部学園長、砺波学園長、障害者相談センター所長並びに女性相談支援センター所長

(6) 産業技術研究開発センターの特定管理監督職群 産業技術研究開発センターの所長及び次長、企画管理部長、ものづくり研究開発センター長及び製品・機能評価課長、生活工学研究所長並びに機械電子研究所長

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される県職員及び県費負担教職員の処遇等に関する規則（昭和63年富山県人事委員会規則第 356号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「第24条第1項第3号」を「第24条第1項第1号ウ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

級別職務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第13号

級別職務に関する規則の一部を改正する規則

級別職務に関する規則（平成28年富山県人事委員会規則第 538号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

本庁	共通			係長	係長	室長補佐	課長	室長	次長（他の職務の級の欄に掲げる職を除く。）	局長（他の職務の級の欄に掲げる職を除く。）	知事政策局長
						課長補佐		危機管理監代理			経営管理部長
								検査室次長	情報企画監	部長（他の職務の級の欄に掲げる職を除く。）	
								参事			

									企業誘致専門監	の欄に掲げる職を除く。)	
									広域連携推進監	会計管理者	
									人材確保・育成推進監	危機管理監	
										こども家庭支援監	
										理事	

を

本庁	共通			係長	係長	室長補佐 課長補佐	課長	室長 危機管理監代理 検査室次長 参事	次長(他の職務の級の欄に掲げる職を除く。) 情報企画監 企業誘致専門監 広域連携推進監 人材確保・育成推進	局長(他の職務の級の欄に掲げる職を除く。) 部長(他の職務の級の欄に掲げる職を除く。) 会計管理者 危機管理監	知事政策局長 経営管理部長
----	----	--	--	----	----	--------------	----	------------------------------	---	--	------------------

										監 業務改 善推進 監	こども 家庭支 援監 理事	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------	------------------------	--

に改め、同表知事部局の部出先機関の款首都圏本部の項3級の欄に「本部長補佐」を加え、同款空港管理事務所の項を削り、同表中

	職員キャリア開発 支援センター				特任教 授	助教授	教授	次長 主任教 授		センタ ー所長 職員研 修所長	
--	--------------------	--	--	--	----------	-----	----	--------------------	--	------------------------------	--

を

	職員キャリア開発 支援センター				特任教 授	上席特 任教授 助教授	教授	次長 主任教 授		センタ ー所長 職員研 修所長	
--	--------------------	--	--	--	----------	-----------------------	----	--------------------	--	------------------------------	--

に改め、同表知事部局の部出先機関の款大阪事務所の項4級の欄に「所長代理」を加え、同表中

警 察	共通	主事 技師	係長 主任 主事 技師	管理主 任	管理主 任	副主幹 調査官	管理官					
--------	----	--------------	----------------------------------	----------	----------	----------------	-----	--	--	--	--	--

を

警 察	共通	主事 技師	係長 主任 主事 技師	係長 主任 管理主 任	係長 主任 管理主 任	副主幹 調査官	管理官					
--------	----	--------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	----------------	-----	--	--	--	--	--

に改め、同表備考第11項中「高岡児童相談所長」を「児童相談所の所長」に改め

る。

別表第7備考第3項を備考第4項とし、同表備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 中央病院の科長については、人事委員会が認める場合にあつては、職務の級を5級とすることができる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

給料に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第14号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第258号）の一部を次のように改正する。

別表第2、別表第3、別表第13及び別表第14中「上級」を「大卒程度」に、「中級」を「短大卒程度」に、「初級」を「高卒程度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(従前の正規の試験の取扱い)
- 2 この規則の施行の日前に正規の試験の結果に基づいて任用された者(これに準ずるものと認められる者を含む。)に適用される級別資格基準表又は初任給基準表の正規の試験の区分は、「上級」にあつては「大卒程度」と、「中級」にあつては「短大卒程度」と、「初級」にあつては「高卒程度」とする。

(人委・企画・任用課)

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会規則第15号

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

富山県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年富山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（第二種初任給調整手当を支給する者）

第2条の2 条例第2条第1項の人事委員会規則で定める者は、一般職の常勤の職員の例によることとした場合に第二種初任給調整手当が支給されることとなる者とする。

第17条第2項の表中「2,810」を「2,940」に、「1,500」を「2,000」に、「3,000」を「3,300」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（人委・企画・任用課）

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会規則第16号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 261号）の一部を次のように改正する。

別表第1 知事部局の項中

を

「	人材確保・育成推進監	」
---	------------	---

「	人材確保・育成推進監 業務改善推進監	」
---	-----------------------	---

に改め、「富山空港管理事務所の所長及び次長」を削り、同表備考第2項中「富山空港管理事務所長、」を削り、同表備考第3項中「、情報企画監及び人材確保・育成推進監」を「、情報企画監、人材確保・育成推進監及び業務改善推進監」に改め、同表備考第4項中「、児童相談所の所長」の次に「、衛生研究所次長」を加え、「畜産研究所長」を「農業研究所長、畜産研究所長」に改め、同表備考第6項中「自動車税センター所長代理及び立山博物館副館長」を「自動車税センター所長代理、立山博物館副館長及び中央病院の科長」に改める。

別表第2 医療職給料表(2)の項中

を

「		6種	58,200円	」
「		6種	58,200円	」
	5級	7種	47,100円	

に改める。

別表第3 医療職給料表(2)の項中

を

「		6種	46,100円	」
「		6種	46,100円	」
	5級	7種	34,500円	

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第17号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第262号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条の2」の次に「及び第8条の3」を、「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。第16条において同じ。）」を加える。

第2条の見出し中「支給」を「第一種初任給調整手当の支給」に改める。

第3条の見出し中「職員」を「第一種初任給調整手当を支給される職員」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第4条及び第5条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第6条の見出し中「支給期間」を「第一種初任給調整手当の支給期間」に改め、同条第1項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「富山県条例第73号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、同条第2項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第7条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第8条の見出し中「職員」の次に「の第一種初任給調整手当」を加える。

第9条の見出し中「支給」を「第一種初任給調整手当の支給」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第10条の見出し中「支給要件」を「第一種初任給調整手当の支給要件」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第12条を第17条とし、第11条を第16条とし、第10条の次に次の5条を加える。

(第二種初任給調整手当の特定額に関して人事委員会規則で定める職員及び額)

第11条 条例第8条の3第1項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事委員会規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、条例第3条第5項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額
- (2) 条例附則第25項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第3条第5項の規定により当該職員の属する職務の級並びに条例第4条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

(第二種初任給調整手当の基準額)

第12条 条例第8条の3第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第3に掲げる額とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第13条 条例第8条の3第1項の人事委員会規則で定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

(第二種初任給調整手当の支給額)

第14条 条例第8条の3第2項の規定による第二種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）（定年前再任用短時間勤務職員にあっては当該額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時

間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、勤務時間条例第2条第4項に規定する任期付短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第15条 条例第8条の3第3項の人事委員会規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第12条関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
富山県	1,062
東京都	1,226
大阪府	1,177
愛知県	1,140
人事委員会が認める地域	人事委員会が認める額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項から第4項までの規定により採用された者をいう。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第11条の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された者をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第14条（改正後の規則第15条第3項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
- （時間外勤務手当等に関する規則の一部改正）
- 4 時間外勤務手当等に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第268号）第9条第2項第2号中「初任給調整手当」の次に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

（人委・企画・任用課）

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第18号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第263号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

地域手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第19号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第264号）の一部を次のように改正する。

別表中

大 阪 府	大 阪 市	2 級 地
-------	-------	-------

を

大 阪 府	大 阪 市	2 級 地
その他条例第10条の2第1項に規定する地域として人事委員会が認める地域		2 級 地
		3 級 地
		4 級 地
		5 級 地

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会規則第20号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
 地域手当に関する規則の一部を改正する規則（令和7年富山県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則別表富山県の部富山市の項中「3パーセント級地」を「4パーセント級地」に改め、愛知県の部名古屋市の項中「14パーセント級地」を「13パーセント級地」に改め、同表中

大阪府	大阪市	16パーセント級地
-----	-----	-----------

を

大阪府	大阪市	16パーセント級地
その他条例第10条の2第1項に規定する地域として人事委員会が認める地域		16パーセント級地
		15パーセント級地
		14パーセント級地
		13パーセント級地
		12パーセント級地
		11パーセント級地
		10パーセント級地
		9パーセント級地
		8パーセント級地
		7パーセント級地
		6パーセント級地
		5パーセント級地
		4パーセント級地
	3パーセント級地	
	2パーセント級地	
	1パーセント級地	

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第21号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「具備していること」の次に「若しくは第9条の2に定める駐車場たる要件を具備していること及び駐車場の利用に係る料金（第18条第1項第2号において「駐車料金」という。）」を加える。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第8条の3第2号」を「第8条の4第2号」に改め、同項第1号中「第10条の6第8項」を「第10条の6第9項」に改める。

第8条の3第2号中「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第8条の4とする。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第8条の2 条例第10条の6第2項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の種類及び使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 自転車を使用する職員（(3)に掲げる職員を除く。）

ア 自転車の使用距離が片道3キロメートル未満である職員 2,000円

イ 自転車の使用距離が片道3キロメートル以上7キロメートル未満である職員 2,420円に自転車の使用距離が片道3キロメートルを超える距離（1キ

ロメートルに満たない端数は、切り捨てる。) 1キロメートルを増すごとに
420円を加えた額

ウ 自転車の使用距離が片道7キロメートル以上である職員 4,100円

(2) 自動車等のうち自転車以外のもの(以下「自転車以外の交通の用具」とい
う。)を使用する職員((3)に掲げる職員を除く。)

ア 自転車以外の交通の用具の使用距離(イからキまでにおいて「使用距離」
という。)が片道3キロメートル未満である職員 2,610円

イ 使用距離が片道3キロメートル以上6キロメートル未満である職員

3,170円に使用距離が片道3キロメートルを超える距離(1キロメートルに
満たない端数は、切り捨てる。ウからカにおいて同じ。)1キロメートルを
増すごとに560円を加えた額

ウ 使用距離が片道6キロメートル以上46キロメートル未満である職員

4,900円に使用距離が片道6キロメートルを超える距離1キロメートルを増
すごとに610円を加えた額

エ 使用距離が片道46キロメートル以上61キロメートル未満である職員

29,290円に使用距離が片道46キロメートルを超える距離1キロメートルを増
すごとに600円を加えた額

オ 使用距離が片道61キロメートル以上96キロメートル未満である職員

38,320円に使用距離が片道61キロメートルを超える距離1キロメートルを増
すごとに630円を加えた額

カ 使用距離が片道96キロメートル以上100キロメートル未満である職員

60,380円に使用距離が片道96キロメートルを超える距離1キロメートルを増
すごとに640円を加えた額

キ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 62,940円

(3) 自転車及び自転車以外の交通の用具を併せて使用する職員 それぞれの片道
の使用距離に応じて前2号に掲げる額を合計した額(その額が自転車及び自転
車以外の交通の用具の片道の使用距離を自転車以外の交通の用具のみを使用し
て通勤するものとした場合に支給されることとなる額を超えるときは、当該自
転車以外の交通の用具のみを使用して通勤するものとした場合に支給されるこ

ととなる額)

第15条第1項第2号中「この項」を「この条」に改め、同条第2項第2号ア中「当該復帰等」を「前項第1号に掲げる復帰」に、「住居」を「住居又は同項第2号に規定する配偶者の住居」に改める。

第16条第4項中「第8条の3第3号」を「第8条の4第3号」に、「第8条の3第2号」を「第8条の4第2号」に、「条例10条の6第3項」を「条例第10条の6第3項」に、「あたり」を「当たり」に改める。

第18条第1項第2号中「若しくは通勤方法を変更」を「、通勤方法若しくは駐車場を変更し、駐車場の利用を開始し若しくは終了」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車料金」を加え、同条第2項第1号中「あたり」を「当たり」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫抄代

富山県人事委員会規則第22号

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第267号）の一部を次のように改正する。

別表上市町立白萩南部小学校の項、上市町立陽南小学校の項、南砺市立上平小学校の項及び南砺市立平中学校の項を削り、同表南砺市立利賀学舎の項の次に次のように加える。

南砺市立五箇山学舎	南砺市皆葎1573
-----------	-----------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第23号

特殊勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当等に関する規則（昭和48年富山県人事委員会規則第158号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（輪番日夜間医療技術業務手当）

第8条 条例第14条第2項の人事委員会規則で定める額は、勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その勤務時間が条例第14条第1項の人事委員会が定める時間（次号において「人事委員会が定める時間」という。）の全部を含む勤務である場合

7,300円

(2) その勤務時間が人事委員会が定める時間の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 人事委員会が定める時間における勤務時間が4時間以上である場合

3,550円

イ 人事委員会が定める時間における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円

ウ 人事委員会が定める時間における勤務時間が2時間未満である場合

2,150円

2 条例第14条第3項の「人事委員会規則で定める場合」は、条例第14条第1項に該当する職員（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメー

トル未満である職員及び給与条例第10条の6第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。)が深夜における勤務の交替に伴う通勤を行う場合(当該通勤のため勤務公署の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合(料金等の一部又は全部を勤務公署が負担するタクシー等を利用する場合を含む。)以外の場合に限る。)とし、この場合の同項の「人事委員会規則で定める額」は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 通勤距離が片道5キロメートル未満の職員 380円
- (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円
- (3) 通勤距離が片道10キロメートル以上の職員 1,140円

第14条の次に次の1条を加える。

(船員等作業手当)

第14条の2 条例第28条第1項の人事委員会規則で定めるものは、宿泊を伴う航海中における船長業務、船舶の運航業務、主機関の運転業務、船上作業に付随する庶務関係業務、無線通信業務、乗組員の医療業務その他これらに類するものとする。

2 条例第28条第2項の人事委員会規則で定める額は、航海中の宿泊を伴う日の作業1日につき、職員の職務の級に応じ次の表に定める額とする。

職務の級	手当の額
行政職給料表5級 研究職給料表4級	1,090円
行政職給料表4級及び3級 研究職給料表3級	910円
行政職給料表2級 研究職給料表2級	750円
行政職給料表1級 研究職給料表1級	590円

第15条中「、空港管理事務所」を削る。

第20条第3項中「第37条第1項第5号」を「第37条第1項第4号」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「、第2号」を削り、「第5号」を「第4号」に改め、同項第4号中「第37条第1項第5号」を「第37条第1項第4号」に改め、同条第5項中「同条第1項第3号」を「同条第1項第2号」に改め、同条第6項中「同条第

1項第4号」を「同条第1項第3号」に改める。

第37条第1項の表中

「用地交渉手当	特殊現場作業手当
---------	----------

を

「乗船手当	船員等作業手当
船員等作業手当	特殊現場作業手当
用地交渉手当	特殊現場作業手当

に改め、同条第2項の表中

「病院業務手当	夜間看護手当
---------	--------

を

「病院業務手当	夜間看護手当
病院業務手当	輪番日夜間医療技術業務手当

に改める。

別表第3中

「2級地	南砺市立上平小学校	南砺市皆葎1573番地
	南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村 184番地
	南砺平高等学校	南砺市大島1203番地
1級地	南砺市立平中学校	南砺市下梨 446番地

を

「2級地	南砺市立利賀学舎	南砺市利賀村 184番地
	南砺市立五箇山学舎	南砺市皆葎1573番地
	南砺平高等学校	南砺市大島1203番地

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(人委・企画・任用課)

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会規則第24号

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則の一部
を改正する規則

退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する規則（平成22年富山県人事委員会規則第387号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「交付する旨」の次に「（以下「公示事項」という。）を次項で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面」を、「に掲示」の次に「又は公示事項を人事委員会に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を」を加え、「すること」を「とること」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の定める方法は、人事委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（人事委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回路を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 人事委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第13条中「県庁の掲示場に掲示」を「公示」に改める。

第16条第3項中「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(人委・企画・任用課)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

富山県人事委員会規則第25号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年富山県人事委員会規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1知事部局の項中「、人材確保育成推進監」の次に「、業務改善推進監」を加える。

別表第2中

「広域消防防災センター 富山空港管理事務所	所長、副所長、消防学校長 所長、次長	」
--------------------------	-----------------------	---

を

「広域消防防災センター	所長、副所長、消防学校長	」
-------------	--------------	---

に、

「職員キャリア開発支援センター	センター所長、職員研修所長、次長、主任教授、教授、助教授	」
-----------------	------------------------------	---

を

「職員キャリア開発支援センター	センター所長、職員研修所長、次長、主任教授、教授、上席特任教授、助教授	」
-----------------	-------------------------------------	---

に、

「環境科学センター	所長、次長、課長	」
-----------	----------	---

に改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

第1号中クをケとし、同ケの次に次のように加える。

コ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定する障害者のうち、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により任期を定めて採用された職員として一定期間勤務した者をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすものへの採用

第1号中キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、同号ウ中「（昭和33年富山県人事委員会告示第7号）」を削り、同ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 規則第9条第5号に定める職への採用（選考により採用又は昇任させる職の範囲について（昭和33年富山県人事委員会告示第7号）の別表に掲げる職（13、14及び26の職を除く。）に限る。）

（人委・企画・任用課）

富山県人事委員会告示第3号

選考により採用又は昇任させる職の範囲についての一部改正について

選考により採用又は昇任させる職の範囲について（昭和33年富山県人事委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒 崎 紫 抄 代

本文中「富山県人事委員会規則」を「昭和33年富山県人事委員会規則」に改める。

第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次のように加える。

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条に規定

する障害者のうち、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の規定により任期を定めて採用された職員として一定期間勤務した者をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの

(人委・企画・任用課)

訓 令

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和8年3月25日

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会訓令第1号

事務局

富山県人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

富山県人事委員会事務局文書管理規程（昭和62年富山県人事委員会訓令第11号）

の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の2」を「第4条の3」に改める。

第1章中第4条の2の次に次の1条を加える。

(歴史的公文書の定義)

第4条の3 この訓令において、歴史的公文書とは、次の各号に掲げる公文書をいう。

- (1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記載されている公

文書

第23条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子決裁に係る決裁文書であつて、文書管理システムにおいて決裁年月日が登録されたものについては、決裁日付印の押印を省略することができる。

第24条第3項中「文書保管票の作成及び管理」を「文書管理システムへの登録」に改める。

第30条第1項中「（電子文書を除く。以下この条、第33条第4項及び第34条において同じ。）」を削る。

第34条第1項及び第2項中「、文書収発票及び文書保管票」を削り、同条第4項中「については」を「について第1項に規定するときは」に改め、「又は」を削り、「及び同項第3号」を「又は第14条第3項第3号」に改める。

第46条中「永久」を「30年」に改める。

第49条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 課長は、公文書について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書に該当するものにあつては富山県公文書館長（以下「公文書館長」という。）に保存を依頼することを、それ以外のものにあつては廃棄決定をすることを定めなければならない。

第53条第1項中「永久」を「30年」に、「富山県公文書館長（以下「公文書館長」という。）」を「公文書館長」に改める。

第55条中「委託」を「依頼」に改める。

第56条の見出し中「及び送付」を削る。

第59条第1項中「保存期間が永久の公文書であつて相当の期間が経過したもの又は」を削る。

第60条第1項中「第57条第3項」を「第57条」に改める。

第61条第2項中「、課長から引継ぎを受けた後」を削り、同条第3項中「、第59条及び第60条」を「から第60条まで」に改める。

様式第1号の備考の2中「又は「永久」」を削る。

頁 53、54

表 別表第22のキの医療職給料表(2)降格時号給対応表

誤

32	60	52	44	60	<u>77</u>	53
33	62	53	45	63	<u>77</u>	53
34	64	54	46	66	<u>77</u>	53
35	66	55	47	69	<u>77</u>	53
36	68	56	48	72	<u>77</u>	53
37	70	57	49	76	<u>77</u>	53
38	72	58	50	80	<u>77</u>	
39	74	59	51	85	<u>77</u>	
40	76	60	52	90	<u>77</u>	
41	79	61	53	95	<u>77</u>	
42	82	62	54	100	<u>77</u>	
43	85	63	55	101	<u>77</u>	
44	85	64	56	101	<u>77</u>	
45	85	65	57	101	<u>77</u>	
46	85	66	58	101	<u>77</u>	
47	85	67	59	101	<u>77</u>	
48	85	68	60	101	<u>77</u>	
49	85	70	61	101	<u>77</u>	
50	85	72	62	101	<u>77</u>	
51	85	74	63	101	<u>77</u>	
52	85	76	64	101	<u>77</u>	
53	85	79	65	101	<u>77</u>	

正

32	60	52	44	60	<u>80</u>	53
33	62	53	45	63	<u>82</u>	53
34	64	54	46	66	<u>84</u>	53
35	66	55	47	69	<u>85</u>	53
36	68	56	48	72	<u>85</u>	53
37	70	57	49	76	<u>85</u>	53
38	72	58	50	80	<u>85</u>	
39	74	59	51	85	<u>85</u>	
40	76	60	52	90	<u>85</u>	
41	79	61	53	95	<u>85</u>	
42	82	62	54	100	<u>85</u>	
43	85	63	55	101	<u>85</u>	

44	85	64	56	101	<u>85</u>	
45	85	65	57	101	<u>85</u>	
46	85	66	58	101	<u>85</u>	
47	85	67	59	101	<u>85</u>	
48	85	68	60	101	<u>85</u>	
49	85	70	61	101	<u>85</u>	
50	85	72	62	101	<u>85</u>	
51	85	74	63	101	<u>85</u>	
52	85	76	64	101	<u>85</u>	
53	85	79	65	101	<u>85</u>	